

佐賀県人事委員会告示第 2 号

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和 38 年佐賀県人事委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 11 日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

1 審査請求人の氏名

別紙のとおり

2 公示事項

昭和 52 年 9 月 29 日又は昭和 53 年 5 月 29 日付けで受理した地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づく 1 に掲げる者の審査請求については、規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 25 日付けで棄却する旨の裁決をした。

当該裁決書の写しは、当委員会において保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

(別紙)

審査請求人氏名			
杠一義	橋本シヅ子	田代ミキ	市場昭子
江里口和代	小林幸枝	坂本アイコ	納富善成
於保旦子	武富松江	福山仁人	山本明美
古賀節子	古田禎子	古田寛	池田和幸
立石モトヨ	野田サワノ	馬渡美喜子	久光慶子
田島正男	佐々木静枝	豊増絹代	中村由利
広瀬昭義	平田英次	福成悦子	吉田一
小林トシコ	寺田弘之	今村昇	豊村啓
小野初江	宮原幸子	波多喜美子	村井文三
岸川眞喜子	渡邊久枝	溝江蓉子	森田弘
川浪玲子	久我文代	嘉村孝子	小松常利
藤田フミ子	北島昇	川添昭郎	小松安則
石井邦子	吉浦義人	江川トミエ	居石喜美子
河村英樹	平井秀人	古舘しずか	高柳憲男
釘島平次	片渕一味	田中紘子	伊藤伸之
谷丸協子	中村正彦	伯川久美子	神田歳成
松本康子	横尾恵子	大浦久溢	川崎章子
松尾キクエ	藤原滋樹	藤原英子	岸川ユイ
笠原愛子	小柳和代	草場竹重	前田睦子
古川光子	田中早苗	山口昭彦	織田敦子
渕上和俊	中村ヨシエ	森田禧雄	杉谷亨子
古賀初次	志波澄子	松尾辰明	福田盛男
玉澤豊	坂井良介	原口忠之	大渡行臣
伊東一美	古川典子	小副川良明	小森義寛
久保吉信	寺崎千朱	林幸博	山村治
寺田玲子	吉田シズカ	牛島絹子	木下レイ子
権藤清	飯富ヤスエ	重松黎子	古賀博子
國武龍雄	田中道昭	松隈良彦	原孝良
木山暁子	田中生子	藤瀬昭幸	松隈伸太
武廣正夫	中島温民	有馬俊一	貞島正彦
江口愛子	松隈久典	松尾節子	市原都
指山イソ	荒金英夫	坂本洋	上村由紀子
古賀巖	杵島宏幸	松尾玲子	古川孝
本田襄	山口訓司	浦川正平	山口哲夫
織田保弘	山田文彌	北島一正	